



## 報告事項2

# 越谷市屋外広告物条例改正 (令和2年4月1日施行)について

越谷市都市整備部建築住宅課

令和元年度の越谷市景観評価委員会にて諮問させていただきました「屋外広告物条例の適用除外への規定追加」につきましては、条例及び施行規則の一部を改正し、令和2年4月1日付で施行いたしました。

また、広告物の安全点検に関する改正を同時に行いましたので、改正後の状況等につきまして、併せてご報告させていただきます。

## 1. 「適用除外への規定追加」に係る改正について

### (1)改正の内容

次の屋外広告物については、禁止地域の適用から除外。

- ①公益上必要な施設等に表示し、広告料収入をその設置費や維持管理費に充てるもの。
- ②広告料収入を地域の公共的な取組の費用に充てるもの。

### (2)答申内容

- ①「設置基準、市の施設毎の基準について、引き続き検討」
- ②「先進事例の審査内容や審査体制等について、引き続き調査・検討」
- ③「必要に応じて、景観アドバイザーの活用を検討」

### (3)市の取組み

- ①統一的な設置基準は、越谷市屋外広告物条例施行規則及び越谷市広告掲載に関する要綱、越谷市広告掲載基準にて定めております。また、施設毎の基準は、施設毎に募集要項にて定めることとしています。例えば、体育館ではスポーツ関係の広告に限定したい、この壁への掲出は5㎡までとしたい等、施設毎に要望は異なります。これらの部分は、募集する際の募集要項で定めもらうこととしています。
- ②先進事例等につきましては、今後も引き続き調査・検討を進めてまいります。
- ③景観アドバイザーの活用につきましては、現在のところ具体的な設置の相談等がないこともあり、利用実績はございませんが、今後、市での判断が難しい審査等が発生した場合等には、景観アドバイザーに相談をさせていただきたいと考えております。

## 2. 「安全点検」に係る改正について

### (1)改正の内容

次の3点について、追加又は修正をいたしました。

- ①屋外広告物の「所有者等」は、広告物・掲出物件に関し、必要な管理を怠らず、良好な状態に保持しなければならない。
- ②所有者等は、「屋外広告士等の専門知識を有する者に」、広告物の劣化及び破損状況を点検させなければならない。
- ③屋外広告物の許可・更新申請の際の、「自主点検結果報告書」の様式を変更。

## 3. その他

### (1)改正後の周知活動

条例改正後は、適用除外・安全点検に関する周知活動を、次のとおり実施しました。

- ・市広報・市ホームページへの掲載
- ・特例屋外広告業登録業者、直近3年間の許可申請者への通知
- ・さいたま市屋外広告物講習会での通知
- ・越谷商工会議所の広報誌への掲載

### (2)改正後の状況等

禁止地域への広告掲出に関しましては、環境部局から市内ゴミ置き場へ広告を掲出する相談等はありませんでしたが、その他、具体的な話は現在のところございません。

今後も設置の相談等があった際には、景観へ配慮した適切な広告物の設置を誘導してまいります。

安全点検につきましては、広告物の安全対策について定期的に周知を行なっていくことは、大変重要と考えておりますので、周知活動につきましては今後も継続して実施していきます。また、許可不要の広告物の所有者等も、日ごろから点検等を行ない、安全対策に取り組んでいけるよう、簡単なチェック表を作成し、ホームページや窓口等にて掲載・配布していくことを予定しております。

今後とも、広告物の安全性の確保に向けて、取り組んでまいります。